

- 問1 地方自治において、住民が地方公共団体の運営に直接関与し、自らの意思を反映させるために認められている権利があります。有権者の一定数以上の署名を集めることで、条例の制定や改廃、議会の解散などを求めることができるこの権利を何といいますか。 (2018年 熊本県公立入試 類似)
1. 直接請求権 2. 受益権 3. 参政権 4. 請願権
-
- 問2 石川県金沢市の茶屋街における景観保全のように、特定の地域で歴史的な街並みを守るために地方公共団体が独自のルールを運用する場合、地方議会で議決されるそのルールの名称として正しいものはどれですか。 (2018年 埼玉県公立入試 類似)
1. 政令 2. 条例 3. 訓令 4. 法律
-
- 問3 有権者の三分の一以上の署名をもって、地方議会の解散が選挙管理委員会に対して請求された後、実際に議会が解散されるまでの手続きとして適切なものはどれですか。 (2016年 三重県公立入試 類似)
1. 監査委員が住民の請求内容を審査し、妥当と判断した場合に解散となる 2. 地方公共団体の長が議会と協議を行い、承認された場合に解散となる 3. 選挙管理委員会によって署名の有効性が確認された時点で、直ちに解散となる 4. 住民投票が実施され、その過半数の同意を得ることで解散となる
-
- 問4 地方公共団体の財源のうち、国が特定の仕事に対して経費の一部を補助したり、特定の事業を奨励したりするために交付する、使い道が限定された資金を何といいますか。 (2016年 兵庫県公立入試 類似)
1. 国庫支出金 2. 地方税 3. 地方交付税交付金 4. 地方債
-
- 問5 地方自治において、住民が地方公共団体の運営に直接参加するために認められている権利を「直接請求権」といいます。この権利に基づき、地方議会の解散や、首長・議員の解職を求める権利を一般に何と呼びますか。 (2016年 兵庫県公立入試 類似)
1. 請願権 2. リコール（解職請求・解散請求） 3. 国民審査 4. 住民投票（レファレンダム）
-
- 問6 日本の地方自治において、所得税や法人税などの国税の一部を財源とし、地方公共団体間の財政格差を解消するために、国から各自治体へ配分される資金を何と呼びますか。 (2019年 兵庫県公立入試 類似)
1. 地方債 2. 地方目的税 3. 国庫支出金 4. 地方交付税交付金
-
- 問7 地方自治において、住民が自ら政治に参加する直接請求権の一つである「条例の制定・改廃請求」を行う際、必要となる署名数とその請求先として正しい組み合わせを選んでください。 (2024年 福井県公立入試 類似)
1. 有権者の3分の1以上の署名を集め、選挙管理委員会に対して請求する 2. 有権者の50分の1以上の署名を集め、首長（都道府県知事や市区町村長）に対して請求する 3. 有権者の50分の1以上の署名を集め、監査委員に対して請求する 4. 有権者の3分の1以上の署名を集め、地方議会の議長に対して請求する
-
- 問8 地方自治体の財政において、自治体間の財政力の格差を是正するために国から配分される「地方交付税」に対し、特定の目的を達成するために国から交付される「国庫支出金」の仕組みについて正しく述べたものはどれですか。 (2015年 岐阜県公立入試 類似)
1. 地域の住民や企業が、行政サービスにかかる費用を分担するために自治体へ直接納める税金である。 2. 地方自治体の財源不足を補うために、将来の返済を条件として国や民間から借り入れる資金である。 3. 義務教育の振興や公共事業の実施など、国が指定した事業にのみ使用できる特定財源である。 4. 自治体が自由に使い道を決定できる一般財源であり、地域の創意工夫を生かした事業に充てられる。
-
- 問9 地方公共団体が徴収する地方税は、地域の産業や人口の状況によって大きな差が生じます。このような税収入の格差を是正し、どの地域でも一定の行政サービスを受けられるようにするために、国が一定の基準に基づいて地方公共団体に配分する、使い道の制限されない資金の名称として正しいものを選択してください。 (2014年 兵庫県公立入試 類似)
1. 国庫支出金 2. 地方交付税交付金 3. 地方債 4. ふるさと納税
-
- 問10 地方公共団体は、法律の範囲内でその地域の事務について独自の決まりを定める権限を持っています。各地方公共団体の議会での議決を経て制定される、この独自の法規範を何といいますか。 (2025年 広島県公立入試 類似)
1. 省令 2. 政令 3. 法律 4. 条例
-
- 問11 地方自治における「二元代表制」の下での首長と議会の関係について、市長の不信任の議決が行われた際の手続きの説明として、適切なものはどれですか。 (2022年 岩手県公立入試 類似)
1. 首長は議会を解散することができ、解散後の最初の議会で再び不信任が議決されると首長は失職する 2. 不信任の議決を受けた首長は、ただちにその地位を失い、市長選挙が行われるまで職務を停止される 3. 不信任が議決された場合、首長は自身の職権で市議会議員全員を罷免し、新たな議員を指名することができる 4. 議会が不信任を議決するためには、あらかじめ住民の過半数の署名を集めたうえで、国会の承認を得る必要がある
-
- 問12 地方自治において、住民が一定数の署名を集めることで、地方公共団体の長（首長）や議会の議員を任期満了前に辞めさせるよう求めることができる権利を何といいますか。 (2016年 神奈川県公立入試 類似)
1. 条例の制定・改廃の請求 2. 事務監査請求 3. 住民投票 4. 解職請求（リコール）
-
- 問13 日本の地方財政において、地方公共団体が地域の実情に合わせた独自の行政サービスを安定して提供するために、「自主財源」の割合を高めることが望ましいとされる理由として、正しい説明はどれですか。 (2018年 沖縄県公立入試 類似)
1. 自主財源は国によって使い道が定められているため、行政の効率化が進むから。 2. 自主財源を増やすことで、不足した資金を国からの補助金で補う必要が完全になくなるから。 3. 地方税などの自主財源は、国の予算状況に左右されず、自分たちの判断で自由に使えるから。 4. 地方債を発行して借金を増やすことが、将来の世代への負担を減らすことにつながるから。
-
- 問14 地方自治法に基づき、住民が「条例の制定・改廃請求」を行った際、請求を受けた首長がとらなければならない手続きとして、適切な説明はどれですか。 (2018年 千葉県公立入試 類似)
1. 請求された条例案を監査委員に送付し、法令に違反していないかどうかの審査を依頼する。 2. 請求内容の妥当性を判断するために住民投票を実施し、過半数の賛成が得られた場合に条例を制定する。 3. 請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、自身の意見を付けて条例案を議会に提出する。 4. 署名が有効であることを確認した後、議会の議決を経ることなく、直ちに新しい条例を公布・施行する。

答え合わせ・解説

問1	答え 1 直接請求権	地方自治は「民主主義の学校」と呼ばれ、国政よりも住民の意思を直接反映しやすい仕組みが整えられています。この制度の核となるのが直接請求権であり、議会での代表を通じた意思決定だけでなく、住民自らが署名を集めることで具体的な要求を突きつけることが可能です。国民が選挙を通じて政治に参加する「参政権」とは区別して理解する必要があります。
問2	答え 2 条例	地方公共団体が、地域固有の課題である景観保全や予算の執行などを進めるために、地方議会の議決を経て制定する独自の決まりを「条例」と呼びます。政令は内閣が制定するものであり、条例は住民の代表である地方議会が制定する点に大きな特徴があります。
問3	答え 4 住民投票が実施され、その過半数の同意を得ることで解散となる	議会の解散請求が行われた場合、署名の収集だけで解散が決定するわけではありません。請求を受理した選挙管理委員会は住民投票を実施しなければならず、その投票において有効投票の過半数の同意が得られたときに、初めて議会が解散します。これは、一部の住民の署名だけでなく、地域住民全体の意思を最終的に確認するための民主的な仕組みです。
問4	答え 1 国庫支出金	義務教育の経費や道路整備、生活保護の給付といった特定の事業（仕事）に対して、国がその費用の一部を負担したり補助したりする資金です。地方交付税交付金とは異なり、国によって使い道が指定されていることが大きな特徴です。地方公共団体の独自の判断で使うことはできず、申請した特定の目的のためにのみ使用されます。
問5	答え 2 リコール（解職請求・解散請求）	直接請求権のうち、住民が不適当と考える首長や議員を辞めさせたり、議会を解散させたりする権利をリコールと呼ぶ。これは代表者を通じた政治（間接民主制）を補完し、住民の意思をより直接的に反映させるための重要な制度である。最高裁判所裁判官に対して行われる「国民審査」と混同しないよう注意が必要である。
問6	答え 4 地方交付税交付金	地方公共団体は地域によって税収に大きな差があるため、どの地域でも一定水準の行政サービスを受けられるよう、国が財政力を調整する仕組みです。所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税の一定割合がこれに充てられます。使い道が制限されない「一般財源」である点が、使い道の決まっている国庫支出金との大きな違いです。
問7	答え 2 有権者の50分の1以上の署名を集め、首長（都道府県知事や市区町村長）に対して請求する	地方自治法が定める直接請求権のうち、条例の制定や改廃を求める権利は、その自治体の有権者の50分の1以上の署名をもって、地方公共団体の長である首長に対して行使されます。これに対し、議会の解散請求（リコール）や首長・議員の解職請求などは3分の1以上の署名が必要であり、請求先も選挙管理委員会となるため、区別が必要です。
問8	答え 3 義務教育の振興や公共事業の実施など、国が指定した事業にのみ使用できる特定財源である。	国庫支出金は、地方交付税と異なり、国がその使い道を「補助金」や「国庫負担金」などの形で指定しているのが最大の特徴です。この資金は、国の政策を地方で実施させたり、大規模な公共事業を支援したりする目的で支払われます。そのため、自治体の判断で他の用途に転用することはできず、特定の行政目的のために活用されます。
問9	答え 2 地方交付税交付金	地方公共団体の財源には、自ら徴収する地方税のほかに、国から配分される資金があります。そのうち、地域間の税収入の格差を埋めるために国が配分するのが地方交付税交付金です。これは使い道が制限されない「一般財源」であり、地方の独立性を保つ役割を果たしています。これに対し、義務教育や道路建設など特定の事業のために国が使い道を限定して交付する資金は国庫支出金と呼ばれます。
問10	答え 4 条例	地方公共団体は、憲法第94条に基づき、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権限を有しており、その範囲内で「条例」を制定することができます。これにより、地域の特性に応じた独自のルール作りが可能となり、公害対策や景観保護などにおいて国に先駆けた取り組みが行われることもあります。
問11	答え 1 首長は議会を解散することができ、解散後の最初の議会で再び不信任が議決されると首長は失職する	住民が首長と議会議員の双方を直接選ぶ二元代表制では、両者の対立を解消するために住民の意思を直接反映させる手続きが重要です。議会が不信任を議決した際、首長が議会を解散して総選挙を行うのは、どちらの主張が住民の意思に近いかを問うためです。選挙後の新しい議会でも再び不信任とされることは、住民の支持が得られなかったことを意味するため、首長は失職します。
問12	答え 4 解職請求（リコール）	地方自治では、住民の意思を反映させるために直接請求権が認められています。そのうち、首長や議員などの解職を求める権利を解職請求（リコール）と呼びます。これを行うには、原則として有権者の3分の1以上の署名を集めて選挙管理委員会に請求する必要があります。その後、住民投票が行われ、過半数の同意があればその職を失わせることができます。
問13	答え 3 地方税などの自主財源は、国の予算状況に左右されず、自分たちの判断で自由に使えるから。	地方自治の原則である「自分たちのことは自分たちで決める（団体自治）」を実現するためには、財政的な自立が不可欠です。国庫支出金のような依存財源は、国の政策意向や予算状況に影響を受けやすく、使い道も制限されます。これに対し、地方税を中心とした自主財源が豊富であれば、その地域独自の子育て支援や景観保護といった柔軟な政策展開が可能になります。
問14	答え 3 請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、自身の意見を付けて条例案を議会に提出する。	条例の制定・改廃請求は、住民が直接条例案を出す直接民主制的な側面を持っていますが、最終的な意思決定は間接民主制の場である「議会」で行われます。そのため、請求を受けた首長は勝手に案を却下することはできず、必ず議会を招集して審議にかけなければなりません。その際、首長はその条例案に対してどのような見解を持っているかという「意見」を付すことが義務付けられています。住民投票が行われるのは、市町村合併や特定の自治体にのみ適用される地方自治特別法の賛否を問う場合などであり、条例の制定請求では通常行われません。